

千葉県獣医師会  
社会福祉委員会報告

# 学校飼育動物指導マニュアル

平成19年10月

(社)千葉県獣医師会

## 目次

- 1.はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2.学校における動物飼育の意義・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3.獣医師会が学校での動物飼育を支援することの意義・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4.支援の形・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5.支援の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 6.学校飼育動物支援の係り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 7.要領及び契約書の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 8.県獣医師会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 資料

1. 支部の契約書及び保健衛生指導に係る仕様書、要領・・・・・・・・・・ 4
2. 支部の契約書及び要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3.小学校学習指導要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11  
(動物飼育関係部分抜粋)
- 4.小学校学習指導要領解説生活編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12  
(動物飼育関係部分抜粋)
- 5.学校における望ましい動物飼育のあり方・・・・・・・・・・・・・・ 14  
(獣医師会活動関係部分抜粋)
- 6.動物飼育と関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 7.保健衛生指導の実際・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 8.学校飼育動物相談、治療記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 9.学校飼育動物管理調査書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 10.新型インフルエンザと高病原性鳥インフルエンザについて・・・・・・・・・・ 25

## 1. はじめに

千葉県獣医師会では次世代を健全に育てるための動物介在教育や動物愛護教育を支援、推進してきたところですが、平成18年6月に改正、施行された動物の愛護と管理に関する法律(新動物愛護法)では「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」において、学校、福祉施設等における動物の飼養保管に関して「管理者は獣医師等の指導のもとに動物を飼育するよう努める」との規定が定められた。したがって学校の管理者である校長や教育委員会に適切な飼養と保管が要求されることとなった。

また、小学校と中学校の学習指導要領で学校飼育動物及び生命尊重の指導に関わる内容について文部科学省が編集している学習指導要領解説生活編には「小動物の飼育に当たっては、管理や繁殖、施設や環境などについて配慮する必要がある。その際、地域の獣医師と連携して、動物の適切な飼い方についての指導を受けたり、常に健康な動物とかわるることのできるようにする必要がある」と、獣医師との連携の必要性を明確にしている。

このように、学校飼育動物活動への動物医療の専門家である獣医師の指導、助言などの支援体制が欠かせないものとなりつつある。

今後、各学校が学校保健委員会の年間活動計画を策定する際に、学校で飼育する動物の健康管理や適正飼育指導に、各支部の獣医師会への支援要請が考えられることから、このマニュアルが地域において教育委員会と獣医師会が連携し、飼育動物について地域内の学校を支援する具体的な仕組みを構築するための手引きとなり、支部間での支援体制格差の解消と会員間での共通理解の一助となれば幸いです。

またマニュアルには、学校、教育委員会と獣医師会の連携の進め方から教育現場での飼育担当教員への支援の在り方、市町村との委託契約例、さらに学校飼育動物に関わる関係法令を記し、学校飼育動物活動の円滑な推進のために活用されることを目的に作成されました。

## 2.学校における動物飼育の意義

動物を飼育することにより喜(触ったり、なでたり、舐められたり、しぐさの可愛さ等による喜び)怒(言うことを聞かなかったり、逆のことをしたり)哀(死等による別れ)楽(一緒にいることによる楽しみ)等多くの経験をするが、学校における動物飼育には以下のような意義がある。

- 命の大切さを学ばせる・・・動物飼育から学ぶ生命尊重の心(生命尊重・責任感)
- 愛する心の育成を図る・・・動物を愛する心(情愛教育)
- 人を思いやる心を養う・・・動物を思いやる心から人を思いやる心へ(共感)
- 動物への興味を養う・・・人と異なる生命への関心(知識欲の刺激)
- 生きる力を養う・・・・・・・・動物飼育はハプニングの塊、対応することにより工夫・判断力・決断力を養う(判断力)
- 緊張を緩める・・・・・・・・動物に触れることによる癒し(癒し・人間関係改善)

## 3.獣医師会が学校での動物飼育を支援することの意義

支援の意義は以下のようなものがあると考えられる。

- 学校飼育動物の疾病治療等直接支援による救済
- 動物飼育知識の普及
- 衛生管理知識の普及

## 4.支援の形

支援の形には以下のようなものがあると考えられる。

- 個々の学校医(獣医師)となる。(個人・地域獣医師会輪番等)
- 個々の学校と個人・地域獣医師会の契約により学校飼育動物を支援する
- 地域教育委員会(市町村)と地域獣医師会の契約により地域の学校動物飼育を支援する

## 5.支援の方法

支援の方法には以下のようなものがあると考えられる。また、支援において獣医師会は特定の個人の先生に負担が集中しないよう、輪番、応援等の支援について調整を行う必要がある。

- 学校飼育動物の診療等直接支援対応・・・通院・入院・薬処方・手術等
- 飼育指導・・・講習会(学校動物担当職員等)、飼育方法・衛生指導
- 授業支援・・・飼育場所での現場指導、生活科、理科、道徳、ふれあい
- 飼育支援連絡会議・・・教育委員会(市町村)、校長会、獣医師会、PTA
- 報告書の作成・・・飼育動物診療・学校訪問飼育指導報告書の作成

## 6.学校飼育動物支援の係り方

支援のきっかけとなるものは、学校や教育委員会からの依頼等、先方から申し出のあるものと、獣医師会等が積極的に働きかけて実現するものがある。実際的には既に契約を行っている地域もあり、そうでない地域は学校も教育委員会も積極的に依頼する機運がないものと考えられ、県や地域の獣医師会が積極的に働きかけて実現していく必要がある。

### 依頼

- ア) 個々の学校から個別の診療施設への依頼
- イ) 個々の学校から県又は地域獣医師会への依頼
- ウ) 地域教育委員会(市町村)から地域獣医師会への依頼

### 働きかけ

- ア) 個別の診療施設から個々の学校への働きかけ
- イ) 県又は地域獣医師会から個々の学校への働きかけ
- ウ) 県又は地域獣医師会から地域教育委員会(市町村)へ働きかけ

## 7.要領および契約書の作成

飼育動物の生命に係り、また、報酬なども介在することもあり、明確な要領(要綱)及び契約書を作成し交換しておくことが望ましい。

- ア) 獣医師会と個々の学校との要領及び契約書  
(資料 1: 支部の契約書及び要領)
- イ) 県又は地域獣医師会から地域教育委員会(市町村)との要綱及び契約書  
(資料 2: 支部の契約書及び要綱)

## 8.県獣医師会の役割

- ア) 学校飼育動物指導マニュアルを作成し会員に周知する
- イ) 個人診療施設や地域獣医師会の契約締結時における文書作成や話し合い等に対し経験のある地域獣医師会からの応援を斡旋するなどの支援
- ウ) 実際の診療や飼育指導、授業指導等に対する支援
- エ) 学校関係者との連絡会議に経験のある地域獣医師会からの応援を斡旋する等の支援
- オ) 学校や教育委員会(市町村)に対する働きかけに対し、経験のある地域獣医師会からの応援を斡旋する等の支援

市立 小学校及び 幼稚園飼育動物保健衛生指導に係る委託契約書

委託者 市(以下「甲」という。)と受託者 社団法人千葉県獣医師会 支部(以下「乙」という。)は、市立 小学校及び 幼稚園飼育動物保健衛生指導に係る契約について、次の条項により契約を締結する。

(目的)

第1条 この契約は、小学校及び幼稚園飼育動物に対して乙が適正な相談指導等を提供することにより、飼育動物に係る適正な飼育環境を図るとともに児童に安全な体験学習を得させることを目的とする。

(契約内容)

第2条 契約業務の内容は、別途「市立 小学校及び 幼稚園飼育動物保健衛生指導に係る仕様書」のとおりとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(契約金額)

第4条 甲が乙に支払う契約金額は、1校あたり 、 円(消費税込み)とする。

(支払方法)

第5条 契約金額の支払いについては、甲は乙から業務終了後、請求を受理してから30日以内に支払うものとする。

(報告)

第6条 乙は契約期間終了後、遅滞なく甲に訪問記録簿等を提出しなければならない。

(協議等)

第7条 この契約に関し課題が生じたとき、又はこの契約に定める物のほかに必要な事項が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲:委託者 千葉県 市 丁目 番地  
市長

乙:受託者 千葉県  
(社)千葉県獣医師会 支部  
支部長

## 市立 小学校及び 幼稚園飼育動物保健衛生指導に係る仕様書

1 契約名 市立 小学校及び 幼稚園飼育動物保健衛生指導に係る契約

2 契約内容

市立 小学校及び 幼稚園飼育動物の相談等を以下のとおり実施する。  
小学校訪問による飼育指導時に、飼育時の注意点や飼育小屋の消毒方法等について指導を行うものとする。  
学校において複数の動物が死ぬなどの相談を受けた場合は、学校に対し可能な限りの助言を行うものとする。

3 学校名 市立 小学校及び 幼稚園(別表1のとおり)

4 契約期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5 小学校及び幼稚園訪問日程

小学校及び幼稚園訪問の日程は、各学校が(社)千葉県獣医師会 支部と日程調整を行うとともに教育委員会に日程を提出し承認を得るものとする。ただし、休校日は除くものとする。

6 報 告

小学校及び幼稚園は、獣医師による訪問指導等終了後20日以内に「獣医師訪問指導等報告書」を教育委員会に提出するものとする。  
(社)千葉県獣医師会 支部は、「市立 小学校及び 幼稚園飼育動物保健衛生指導実績報告書」を年度末に教育委員会に提出するものとする。

## 平成 年度 市立 小学校(幼稚園)飼育動物支援事業実施要領

### (目的)

- 1 子供達が動物とのふれあいを通じて動物の生態や、正しい飼い方等を体験し動物愛護の精神の普及を図るとともに、動物由来感染症防止対策を講じ、子供達が安全で快適に学べる保育、教育の場を提供することを目的としている。

### (事業実施者)

- 2 この事業は、市長(以下、「市」という。)が社団法人千葉県獣医師会 支部(以下、「獣医師会」という。)に業務委託して実施するものとする。

### (実施期間)

- 3 本事業の実施期間は、年度単位で獣医師会へ委託する期間(原則として1ケ年間以内)とする。

### (事業項目)

- 4 この事業は、次の各号に掲げる項目を実施するものとする。

#### (1)衛生管理指導

全ての事業対象施設に飼育動物の衛生管理指導等を行い、動物由来感染症防止対策(飼育動物の健康診断、飼育管理指導)を行うとともに、必要な治療を行う。

#### (2)その他の事業

本事業を普及し、動物の正しい飼育方法や愛護思想の普及を図るため、市及び教育委員会が行う講習会等の関係事業への協力を行う。

### (事業の方法)

- 5 業務の具体的実施方法については、市と獣医師会が協議して定めるものとする。ただし、この定めのほか、業務の円滑な実施のために必要な事項については、各事業対象施設と担当獣医師の協議により決定できるものとする。

### 附則

#### (施行期日)

この要領は、平成 年度 市立 小学校(幼稚園)飼育動物支援事業委託契約締結時から施行する。



## 委託契約書

市(以下「甲」という。) 市獣医師会(以下「乙」という。)とは、次の条項により委託契約を締結する。

(事業の執行委託)

第1条 甲は、乙に小学校飼育動物の治療に関する事業(以下「委託事業」という。)の執行を委託する。

(委託内容)

第2条 乙は、委託事業の執行にあたり、次の掲げる事項を行うものとする。

(1) 小学校飼育動物の治療に関する事業。

(委託期間)

第3条 委託期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、乙に対し委託事業を処理するための費用として、金 、  
円(消費税及び地方消費税を含む。)を支払うものとする。

(支払い方法)

第5条 委託料の支払いについては、甲は乙に対し事業終了後に支払うものとする。

(報告)

第6条 委託事業を完了したとき、乙は甲にその実績を記載した報告書を提出しなければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、次の1に該当するときは、本契約を解除することができる。

- 1 (1) 乙が本契約の条項に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内委託業務を甲の承認を得ることなく中止したとき。

(3) 委託事業が乙の責に帰すべき事由により遂行される見込みがなくなったとき。

2 前項の規定により本契約が解除されたときは、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(疑義等)

第8条 この契約に関し疑義が生じた時、又は、この契約に定めるもののほかに必要な事項が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 市  
市  
市長

乙 市  
市獣医師会  
会長

## 小学校飼育動物の治療に関する事業要綱

### (設置)

第1条 市教育委員会と 市獣医師会は、小学校飼育動物の治療に関する委託事業を円滑に推進するため、小学校飼育動物に関する運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

### (所掌業務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について事務を所掌する。

- (1) 小学校飼育動物の治療に関する委託契約に関すること。
- (2) 小学校飼育動物の治療に関する事業について協議し、事業を円滑に運営すること。
- (3) 治療を受ける各小学校への連絡等に関すること。
- (4) その他、事業の運営に必要な事項。

### (組織)

第3条 運営委員会は、市教育委員会と 市獣医師会の委員をもって構成する。

- 2 委員長は教育次長をもって、副委員長は 市獣医師会会長の職にある者をもってこれに充てる。
- 3 委員は別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を統括し運営委員会を代表する。
- 5 委員の任期は、翌年3月31日までとする。

### (会議)

第4条 運営委員会は必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

### (予算)

第5条 市教育委員会は、市獣医師会に委託費を措置する。

- 2 市獣医師会は、委託事業の執行状況を年度末に 市教育委員会に報告する。

### (庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、学校教育部指導課において処理する。

### 附則

この要綱は、平成 年4月1日から施行する。

別表(第3条の3 委員)

市獣医師会副会長

〃 学校飼育動物委員会委員長

市教育委員会指導課長

〃 担当指導課主幹

〃 担当指導主事

市校長会担当校長

小学校学習指導要項  
(動物飼育関係部分抜粋)

平成10年12月  
文 部 省

第2章 各教科

第5節 生活

第2 各学年の目標及び内容

(第1学年及び第2学年)

1 目標

(2)自分と身近な動物や植物などの自然とのかかわりに関心を持ち、自然を大切にしたり、自分たちの遊びや生活を工夫したりすることができるようにする。

2 内容

(7)動物を飼ったり植物を育てたりして、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心を持ち、また、それらは生命をもっていることや成長していることに気づき、生き物への親しみを持ち、大切にすることができるようにする。

第3章 道徳

第2 内容

(第1学年及び第2学年)

3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること

(1)身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。

(2)生きることを喜び、生命を大切にすることを学ぶ。

(第3学年及び第4学年)

3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること

(1)自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にする。

(2)生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。

(第5学年及び第6学年)

3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること

(2)生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。

## 小学校学習指導要領解説生活編 (動物飼育関係部分抜粋)

平成 11 年 5 月  
文 部 省

### 第 3 章 生活科の内容

#### 第 2 節 生活科の内容

(7)動物を飼ったり植物を育てたりして、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもち、また、それらは生命をもっていることや成長していることに気づき、生き物への親しみをもち、大切にすることができるようにする。

この時期の児童は、動物や植物と触れあうことに対して強い興味・関心を示す傾向にある。また、図鑑やテレビなどで得た動物や植物に関する情報もある。したがって、何かのきっかけがあれば、それらとのかかわりは一気に深まる。しかし、最近の自然環境や社会環境の変化は、児童が普段の生活の中で動物や植物と触れ合い、かかわり合う機会を乏しくさせている。このようなことから、飼育・栽培を通して動物や植物と直接触れ合うようにすることは、生き物への親しみを増し、生き物とのかかわりを深める上で大きな意義がある。

ここでは、動物を飼ったり植物を育てたりする主体的なかかわり合いを通して、身近な動物や植物に興味・関心をもち、それらが生命をもっていることや成長していることに気付くとともに、動物や植物を大切にすることができるようにすることを目指している。

児童は自分の育てる動物や植物の成長を楽しみにしながら、日々のかかわりを深めていく。育てている動物や植物の様子を、今日も元気かな、大きくなるかな、と親しみと期待の目で見つめ、心を寄せながら世話をしていくようになる。そうしたかかわりが生まれるようにするためには、ただ眺めて観察するだけでなく、手で触ったり、抱いたり、水や餌や肥料をやったりというように、親しく接することができるようにすることが大切である。また、動物や植物との出会いを工夫することも大切である。

飼育する動物としては、小動物のほかに、虫などの小さな生き物や水生の生き物、栽培する植物としては、春蒔きだけでなく秋蒔きの草花や野菜など、幅広く考えるようにする。どのような動物や植物を育てるかは、各学校が地域や児童の実態に応じて、児童の身近にあり、継続的に世話をすることができるものの中から、適切なも

のを取り上げることが大切である。

ここでは育てる動物や植物の育つ環境にも関心をもつことができるようにする。児童は、飼育・栽培の過程において、もっと元気に育てほしい、もっと上手に育てたいという願いをもつ。そして、育てている動物や植物が自然の中ではどのような状態であったかを調べようとしたり、それらが好む環境を作ったりしようとする。

また、児童は飼育・栽培の過程で育てている動植物の変化や成長の様子に関心をもつ。「もうすぐ花が咲きそうだよ」「早く子供が生まれないかな」などと、その日の様子や成長への期待を話すようになる。動物や植物を育てることを通して、明日を楽しみにするのであり、継続的に世話をするのも変化や成長への関心が基にある。

このような関心をもって動物や植物にかかわる児童からは、多くの気付きが生まれる。成長や変化に関する気付き、生命をもっていることへの気付き、自分のかかわり方に対する気付きなどがある、そうした気付きを大切にし、取り上げていくことによって、動物や植物への親しみが増し、自分の生活を楽しいものにしていくことができる。

飼育や栽培の過程では、新しい生命の誕生に遭遇したり、死んだり枯れたりといった事実と直面することも少なくない。これらの出来事は生命のあることをより強く実感させる機会となる。飼育・栽培を通して、生きることの尊さや素晴らしさ、枯れたり死んだりしたときの悲しさや恐ろしさを体験することは児童の成長にとって大切である。

児童はこのような活動を通して、生き物への親しみを深め、一層それらを大切にできるようになる。児童によっては、育てる楽しさに目覚めて、家庭でもやってみようとするであろう。また、生き物への親しみが増し、児童ながらに思慮分別のあるかかわり方をするようになる。飼育や栽培の活動では、こうした、その児童なりの動物や植物への適切なかかわり方が生まれてくるようにすることが大切である。

なお、小動物の飼育に当たっては、管理や繁殖、施設や環境などについて配慮する必要がある。その際、地域の獣医師と連携して、動物の適切な飼い方についての指導を受けたり、常に健康な動物とかがかわることができるようにする必要がある。また、動物や植物に対する児童のアレルギーや感染症などについても、事前に保護者に尋ねるなどして十分な対応を考えていく必要がある。

## 学校における望ましい動物飼育のあり方 (獣医師会活動関係部分抜粋)

平成 15 年 4 月  
日本初等理科教育研究会

### 第 3 章 動物飼育の課題と対策

#### 第 3 節 動物飼育のためのネットワークづくり

##### 1 ネットワークづくりの必要性と連携のあり方

学校飼育動物の適正な飼育や管理を行うには、学校、自治体、獣医師会、地域ボランティアが一体となって、それぞれの役割を分担し、有機的な連携のできるネットワークを作ることが望まれる。特に、学校飼育動物の衛生管理や疾病などに関する対応については、教育委員会だけでなく、地域の獣医師会の理解や協力を得て組織的に対応できるようにすることが大切である。このような体制づくりを進めることによって、飼育動物の健康を維持するとともに、生命に関する教育や心の教育をより積極的に進めることや、教職員の負担を軽減することが期待できる。

ネットワークづくりを進めるに当たっては、学校、自治体、獣医師会、地域ボランティア等がそれぞれの役割を分担し、そのうえに立って、適切な連携を図るようにすることが大切である。具体的には次のようなことが考えられる。

学校(略)

自治体(略)

獣医師会

地域の獣医師会や獣医師は連絡網などを作成し、これを学校や教育委員会に提示して常時緊密な連携、対応が図れるようにすることが望まれる。

また、飼育動物に疾病の疑いやケガが生じたりした場合、速やかにこれに対応するとともに、定期的な巡回指導などが行われるようにするなど、予防医学に力を入れることも大切である。

地域ボランティア(略)



## 動物飼育と関係法令

### 1 動物飼育に関する関係法令

動物の飼育に関する関係法令として、「動物の愛護及び管理に関する法律」等がある。これらはウマ、ブタ、メソウ、ヤギ、イヌ、ネコ、イエウサギ、ニワトリ、イエバト、アヒルが中心だが、人が占有している鳥獣すべてに対して、みだりに殺し、傷つけ、苦しめることがないようにし、適正に取り扱うよう定めている。また、「狂犬病予防法」、「家畜伝染病予防法」もイヌや家畜の飼育に係る法令である。

また、鳥獣保護に関する法令として、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」があり、これには狩猟制度、鳥獣保護区の設置、鳥獣の流通の規制、鳥獣保護委員制度、違反した際の罰則規定などが定められている。なお、「文化財保護法」では、学術上価値の高い天然記念物としての鳥獣について規制が定められている。さらに、輸入動物がペット動物として販売されている昨今、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」にも留意したい。

### 動物の愛護及び管理に関する法律

動物愛護の基本は生命を尊重することにある。動物愛護精神の涵養は、動物を愛護し、その虐待を防止し、これを適正に飼養及び保管するためだけでなく、人の生命を尊重し、友愛と平和の情操を高揚するうえでも大切である。

今日、社会の変化とともに人と動物を取り巻く環境も大きく変化し、特に、核家族化、高齢化社会が進むなかで、動物の存在意義も大きく変わってきた。最近では、家族の一員として「伴侶動物」であるとの認識が広まりつつあるように、動物が人々の生活のなかで重要な地位を占めるようになってきている。今後、このような傾向は一層強まるものと思われる。

他方、飼育者等における動物の飼養に対する知識、モラルの欠如等により、無責任な飼い主による動物の遺棄や迷惑行為、一部の心ない者による動物の殺傷や虐待行動も後を絶たない現状がある。また、幼児児童の情操教育における動物との触れ合いの重要性や必要性が改めて認識されている。このような背景のもとに、「動物の保護及び管理に関する法律」が平成 11 年 12 月に改正され、「動物の愛護及び管理に関する法律」として平成 12 年 12 月から施行された。

また、平成 14 年 5 月には同法に基づき、それまでの基準を再編し、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」が環境省より告示されている。学校における動物の飼育については実験動物などの一部の例外を除き同基準の適用を受ける。当該基準においては、動物の健康と安全の保持、動物による人の生命、財産の侵害ならびに迷惑を防止するための飼い主の責務を明らかにするとともに、学校、福祉施設等においては特

に「獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう努める」等の規定が設けられている。各学校においては、同基準の趣旨を踏まえ適切な飼養及び保管を行うことが求められている。

### 【家庭動物等の飼養及び保管に関する基準のポイント】

ペット動物の多様化へ対応するため、従来の犬・ねこ中心の基準から、家庭で飼育される動物(哺乳類、鳥類、爬虫類)を対象とした基準としたこと。

人と動物の共生社会の実現のため、飼養者の基本的責務を重視したこと。

- ・ 飼養開始前の知識の修得と、終生飼養を前提とする将来にわたる飼養可能性の判断
- ・ 所有者を明示する措置の推進
- ・ 繁殖制限措置の徹底
- ・ 学校、福祉施設等における適切な飼養の確保

生物多様性保全等新たな社会的要請への対応

- ・ 動物の逸走、放し飼い等による野生動物の圧迫等の防止を飼養者の責務として明記

## 2 学校で飼育できる動物

原則的には野生鳥獣は、誰であろうと飼育できない。ただし、許可を得ればよいものや傷病鳥獣などは例外である。

また、野生の鳥類の卵は、すべて採取禁止である。野生の鳥類の卵を学術研究、有害鳥獣駆除のため、その他別の理由で採取する必要がある場合は、環境大臣、または都道府県知事に採取の申請をすることになっている。ただし、次の鳥類の卵を駆除の目的で採取するときの捕獲許可は都道府県知事が行うことになっている。

カルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス。したがって、子どもたちには、むやみに鳥の巣から卵を取り出すことのないように指導する必要がある。

また、違反して捕獲した鳥獣は、すべて流通が禁止となっているので、保護者から野生鳥獣を飼育してほしいなどの申し出があった際には、学校では十分注意して対応することが大切である。なお、ヒバリ、ヤマガラ、ウグイスなどの飼育は、現在、環境大臣の許可権限となっている。しかし、輸入されたものはその対象ではないが、なかには国内で採取したものを輸入と偽っている場合があるので、十分注意が必要である。

さらに、国立公園内で採取されたもの、天然記念物の指定を受けているものなどが学校に持ち込まれる可能性があるので、特に注意して対応したい。

したがって、学校で飼育できる動物とは、原則的には家禽や家畜といった長い間に人間生活に都合よく改良された鳥や獣である。しかし、これらのなかには野生化して人間に依存せずに生きているものもある。

なお、傷病鳥獣を学校で救護したときは、ただちに都道府県の鳥獣行政を担当する課またはその出先機関に連絡をとり係員の指導に従う。救護したまま連絡をしないと密

猫と誤解されることもあるので注意する。行政に届け出、鳥獣飼養許可証を発行してもらい、傷や病気が回復したら放野する。

最近ペット動物として日本国内に持ち込まれる鳥獣が多いが、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」を無視した輸入についても、十分に気を付けなければならない。

さらに、野生鳥獣はさまざまな伝染病の病原体を保持している場合がある。特に輸入された鳥獣は、未知の病原体を保持している可能性があり、中には治療方法が確立されていないものもあるので十分に注意が必要である。特にサルの仲間は、人間に対する危険性のある病原体をもつ可能性が高いので、やめたほうがよい。

また、逃げ出して野生化し、在来の動植物に影響を与える可能性の高いものは避けるべきである。タイワンリスやアライグマ、インコ類はその代表例である。いずれにしても、みだりに野生動物を畜舎に入れたり、珍しい野生動物を飼うのは避けたほうがよい。

### 3 学校で気を付けたい飼育動物の扱い

**【動物をいじめてはいけない。ましてや増えすぎた動物を勝手に捨てたりしてはいけない。】**

「動物の愛護及び管理に関する法律」によれば、どんな動物も虐待したり、人に飼育されている動物(哺乳類、鳥類)を勝手に遺棄してはいけない。また、イヌやネコが繁殖して困るときは、避妊手術を行うよう定めている。そして、どうしても動物を殺さなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法で行わなければならないとされている。また、イヌやネコがどうしても飼うことができなくなった時は、都道府県知事等が指定した公益法人等に引き取ってもらうことができることになっている。

**【イヌを飼うには登録と狂犬病予防注射を】**

「狂犬病予防法」により、イヌを飼いはじめたら、市長村長に登録を申請し、狂犬病予防注射を受ける。保健所で鑑札と注射済み票をもらい、イヌの首輪に付ける。なお、登録及び予防注射は、生後 90 日(3 カ月)が過ぎたら直ちに実施する。詳しくは保健所が獣医師に問い合わせるとよい。なお、登録は生涯 1 回だけだが、狂犬病予防注射は毎年 1 回受ける必要がある。また、イヌが死亡したときは保健所に届けでなければならない。

**【イヌはつないで飼う】**

東京都をはじめ、多くの都道府県ではイヌをつないで飼うことが義務づけられている。

**【ニワトリやウサギが死亡したときは、獣医師に連絡する】**

「家畜伝染病予防法」の改正により、従来の家畜に加えウサギの疾病や死亡についても、近くの獣医師に連絡することが必要となった。これは、家畜伝染病のまん延防止のためであり、学校で飼育している家畜(ニワトリ、ウズラ、アヒルも含む)に適用される。したがって、事故で死亡した場合などを除き、理由がはっきりしない場合には勝手に校庭などに埋葬してはならない。詳しくは獣医師に相談するとよい。

## 保健衛生指導の実際

### 1. 基本的注意点

学校飼育動物によるヒトへの危害としては、外傷事故ならびに感染症(ウイルス、細菌、寄生虫)などが考えられるが、幸いなことに少なくとも感染症については長年の経過の中で特に問題となった例はない。ただし、もしもの場合に備えて獣医師は本書を参考にして学校での指導をする必要がある。

また、飼育者の外傷事故が比較的多いのはニワトリとウサギで、ニワトリが目をついたり、ウサギが幼児の指を噛み切る等の事故が報告されている。なお、げっ歯類では感染症が多いので、清浄な動物を導入し、清潔に飼うように指導しなければならない。

次に、学校飼育動物の衛生上の問題については、飼育施設の衛生的な管理法に従って毎日の世話を確実に行えば、ほとんど解決できる。したがって、適正な施設、飼育方法ならびに衛生管理の指導を行うことこそ、獣医師が学校に関わるときの基本である。しかし、同時に獣医師の学校への指導に際しては、動物の児童への教育的効果を大事に考えるべきであり、飼育指導、公衆衛生指導を基礎としながらも、児童が愛情ある飼育を身につけるように学校に対して動物愛護の見地からの助言、支援をしなければならない。そして、学校との交流のなかで、児童のためにより丁寧な飼育を実行する動機付けとして、獣医師が動物と児童の健康に気遣いながら、「動物の児童への効果」を実例として教職員に示すことが重要である。

### 学校獣医師の任務

児童への動物愛護教育指導(愛情教育) 保健衛生指導 飼育動物の健康診断 教職員、児童への飼育指導 飼育動物の疾病の予防と治療 児童への知的・体験的刺激指導
--

## 2.学校獣医師活動の重要事項

前項の基本を実行に移すための主要事項について、従来の経緯ならびに現状を考慮しながら、その具体的方策について概説する。

### 1) 飼育指導

訪問指導：獣医師は可能なかぎり定期的に学校を訪問し、実情にあった飼育指導をすることが肝要である。教職員に対して、動物の見方、飼育状況（施設と飼育法）の改善、飼育法、衛生管理法、動物との交流法などについて指導するが、学校の求めがあれば児童をも指導する。これにより保健衛生上のトラブルは激減する。訪問の時間帯は事前に学校の都合と獣医師の都合を打ち合わせておくが、多くの場合、午後の5時間目あるいは6時間目がよいようである。

講習会：連携事業の最初には、学校と獣医師が共通の認識を持つために講習会を開くことが必要である。特に、学校の数が獣医師の数を大幅に上回り学校訪問が困難な場合には、講習会が有効であるが、その場合でも現場での指導は重要であり、毎年が無理でも2年に一度は訪問指導をすべきであろう。

飼育指導に際しての注意事項：学校での動物の状態が悪く、またなかなか改善されない場合でも、教職員を責めないことが重要である。飼育施設を改善したいと思っても教職員の自由にはならないため、施設不備から来る保健衛生上の問題を繰り返している可能性もある。獣医師に責められると教職員は辛い立場となり、飼育の改善を話しあうこともできなくなる恐れがある。したがって、学校へ直接的に指導をする場合には、今まで苦勞して飼育していた努力を認め、教職員を包むように対応しなければならない。何よりも学校との信頼関係を作ることが第一である。

もう一つの飼育法の指導で大切なことは、獣医師は理想的な飼育法を押し付けるのではなく、現場の事情にあった方法を探ることである。また、教職員に対しては獣医師が相談相手となり、持てる知識と技術と一緒に悩んでよりよい方法を考えたいものである。例えば学校では何10頭もウサギを飼育している場合があるが、その1頭からコクシジウム感染が明らかになったとき、全頭への駆虫薬の一斉投与と飼育舎の消毒が必要である。しかし、もし飼育舎の床が土であれば消毒しても十分な効果は望めない。また、飼育舎の改築を先行しなければならないが、これには予算上の問題が大きく、すぐに実行できないことが多い。もちろん、動物を全部淘汰する道もあるが、学校という教育の場にはふさわしくない。このように、理想的な対応を取ることができない場合が多いので、獣医師は現場と一緒にあって現実的妥協点を見出すことが肝要である。

## 2) 学校の相談への対応

学校に「常に獣医師が見守っている」との安心感を与えるため、担当の学校獣医師を決め、FAX等で相談を受け付ける体制を作るのが望ましい。この場合、獣医師の日常の診療活動への支障を最小限にするため、事前の申し合せをしっかりと行い、連絡の仕方、診療を受けに来るときの時間、方法などを決めておくことが重要である。

また、学校が獣医師に依頼してきたことについては、すべてに耳を傾け相談にのることが信頼関係を作るうえで重要であり、よく話し合っただけで協力体制を築きあげるべきである。

## 3) 飼育支援の連絡会議の設定

児童たちの教育に役立つように、学校飼育関連の事柄について毎年教育委員会、校長会、獣医師会の3者(またはPTAを入れ4者)協議の場を設け、活動の内容、方針等を検討することが重要である。このような会合がないと、獣医師がひとり負担を負いながら、しかも学校の状態は改善されないという事態になりかねない。学校の動物は児童のために飼育されているので、獣医師や教職員が個人的に支えるものではなく、PTAを交えた行政や地域社会が一体となって体制を作り支えるべきであろう。この会議には、獣医師会が学校と関わった実績を必ず提出し、できれば活動時の学校側の感想も提出されることが重要である。

なお、この会議を実現するためには、学校側とPTAが動物飼育の意義を認めることと、それまでの獣医師会の実績が大きな基礎となるので、準備段階からこの点を考慮しておく必要がある。そして何よりも重要なことは、児童のために行うという真意を理解してもらうことである。

## 4) 児童への語りかけ(授業支援)

相互に理解がすすめば殆どの獣医師会が「生活科の授業」など児童への直接的な語りかけを依頼されている。こどもの心の成長には、獣医師の指導で動物と丁寧に交流する事が多いに役立つのであり、これが本当の活動目的である。

## 5) 指導の際の留意点

### 学校・教師への対応

動物の価値を認識していない学校に対し、子供に対する動物の意義を伝え、また飼育法も、理想的な方法ではなくその学校での飼育法を実情に合わせて指導する事が大事である。しかし、主権はあくまで学校にあり、獣医師はそれを助け、感化する立場である。大事なものは学校を支援するとの立場である。

また飼育法が、獣医師から見てもあまりに酷い状態であっても、騒がずに「大変です

ね。どこから改善できるか工夫しましょう」と、今まで知らない分野で苦労してきた教師の気持ちを大事にして解決法を探り、お互いの信頼関係を築くことが重要である。学校が獣医師の指導に圧力を感じると、心を開かず、且つ動物を駆逐する不安がある。

#### 児童への対応

児童がより動物に興味をもてるような話と体験をさせる。「少しの知識とたっぷりの触れあい」が重要である。

児童が動物の健康を気にしている場合が多いので、学校と相談のうえ健康診断をする。

専門家の言葉は重く広がりがあり、児童の知識欲や心の成長への刺激となることを意識して対応する。

児童と動物の距離をより近付け、より親しくする手伝いを心がける。

### 3.家畜保健衛生所ならびに衛生課等との連携

本マニュアルでいう獣医師とは、一般に学校のある地域の開業獣医師のことであり、獣医師会とは獣医師会の開業部会を意味していることが多い。つまり、学校における飼育支援を近くの動物病院が支え、これにより地域内に散らばる教育施設全体にきめ細かく対応しようとする考えから始められた活動である。同時に、この活動は担当獣医師が常に学校の相談相手になることで地域住民として学校を支えることになり、動物病院が地域共同体に存在を示すことにもつながると思われる。

一方、このような活動が発展するに従い、獣医師個人や開業部会のみでの対応には限界があるため、衛生課(地方自治体の生活衛生課等の関係部署)や家畜保健衛生所とは日頃から連絡を取り合い、必要に応じて対処可能な体制を構築しておく必要がある。例えば、獣医師がゲストティーチャーとして学校の授業に関わるときに希望クラスが多いと、担当の開業獣医師だけでは対応できないことが生じる。そのような場合に担当獣医師の求めに応じて家畜衛生や衛生課の獣医師が対応できるような体制も必要である。もちろん、衛生上の問題が生じた時には、担当獣医師が持ち込んだ材料を当該部署が検査・診断を行い、対応を指導する必要がある場合もある。

これら行政機関は、担当獣医師と学校との関係に十分配慮して対応することも重要である。また、担当獣医師は常に教育委員会とも連絡を密に取りながら学校の理解を得るとともに、学校と関係者間の信頼を保ちながらより広い活動を心がけるべきであろう。

#### 4.PTA との連携

学校には重要な支援者として父母の存在がある。実際に PTA が関わることにより、学校での種々の問題の解決が進む例が多い。例えば、児童が「飼育委員は墓掘だ」と嘆くのを心配して親が学校に働きかけた結果、飼育施設の改善等の具体的な効果をあげた例も各地で見られはじめている。

学校の動物は児童の教育のために飼育されているのであるから、地域社会での飼育支援体制を考える立場からは、PTA は組み込まれて然るべきであろう。現に、八戸市や千葉市などでは、PTA 聯合会を巻き込んだ支援体制が作られている。

PTA が参加していれば、餌などのこまごまとした資材の購入経費や、休日の世話等への協力が得やすくなる。飼育の親子当番や休日当番支援親子など、具体的な方策を学校に提示しやすくなるであろう。なお、この場合、間違っても児童抜きに大人だけで動物を世話する体制にしないことである。これらの動物は児童のための命であり、児童に、「自分達が世話をするからこそ、この動物は生きています」と思わせることが教育上必要であろう。また、時として動物好きな PTA や教職員が、児童に触れさせずに一人で動物を抱え込む例が見られるが、獣医師はその必要性や妥当性について専門家としての立場から公正に助言すべきであろう。

#### 5.自治体と獣医師会との連携

平成 13 年 9 月現在、自治体と獣医師会との連携事業は 66 件に及んでいるが、そのうちほとんどが教育委員会を窓口として地域獣医師会と連携している。この問題は教育問題であり、獣医師会が支援する意義と意図とを教育委員会に十分理解してもらう必要がある。そのためには、獣医師会自身が飼育の意義と現状を認識し、かつ自治体の長とも話し合い、政治的判断での支援に対する啓発を心がけることも必要である。

「自治体による獣医師会との連携事業」で教育委員会が獣医師会の活動による児童への効果を認めて予算を付けている自治体は少なく、多くの例は、僅かな予算での獣医師会の活動がほとんどで、獣医師会が児童たちと動物の状態を見兼ねて緊急避難的に応じているものが多い。このような場合、獣医師会は活動内容の実績と金銭的実績をすべて期末に県(家畜保健衛生所)や教育委員会に報告し、実情についての十分な認識をうながす必要がある。



資料8

学校飼育動物相談、治療記録簿

日 付	年 月 日 曜日 時
学 校 名	小学校 TEL
担 当 者 名	
動物の種類	
獣 医 師 名	

相談の内容または疾病名

日 付	治療の記録	結果
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		

指導内容	指導後の結果

治療の費用（獣医師、獣医師会用の用紙のみに記入）⇨3枚複写が望ましい

## 学校飼育動物管理調査書

調査実施日 平成 年 月 日

学校名	小学校	飼育動物種	
担当獣医師	㊞	担当教諭名	㊞

## 1. 飼育舎の設置場所について

校舎の出入り口近く、校舎の裏、児童の登下校・遊ぶ導線上, その他 ( )

## 2. 飼育舎の構造について

屋根：雨漏り（有、無）

断熱材の使用（使用、不使用）

雨の吹き込みを防ぐための軒は十分に出ているか（十分、不十分）

外壁：全面壁、一、二、三面壁

全面壁の場合……窓の設置（有、無）

風通し（良好、普通、不良）

換気扇（有、無）

全面壁以外の場合……窓の設置（有、無）

風通し（良好、普通、不良）

金網の使用（使用、不使用）強度（十分、不十分）

内壁：動物ごとに仕切りが設けられているか（有、無）

床：床材は……コンクリート、土、その他 ( )

排水のための構造物（排水溝、排水吸込み口、無し）

排水状況……良好、不良（原因は… )

## 3. 飼育舎の管理について

施錠：外敵や部外者が入れないように、入り口にしっかりとした鍵が備わっているか（有、無）

記録：各個体の記録表（名前、動物種、性別、入手日、誕生日、入手先）は有るか（有、無）

飼育日誌：飼育当番が記載する飼育日誌はあるか（有、無）

飼育日誌の記載項目は ( )

餌：餌は衛生的に保管できる状態か（良好、普通、不良）

動物種に合った餌が給餌されているか（合っている、間違っている）

→どういった点が間違いか ( )

新鮮な水を与えることができているか（できている、できていない）

食器はきれいに洗ってから使用しているか（できている、できていない）

糞の始末：糞を捨てるゴミ箱が備わっているか（有、無）

糞尿の臭い（飼育舎または糞の捨て場から）が周囲にもれていないか

（もれている、もれていない）

→もれている場合……近所から（苦情があった、苦情はない）

清掃道具を入れる場所の確保はされているか（有、無）

土日祝日、長期休暇中の世話：誰が世話をしているのか（当番の児童、先生、その他）

## 新型インフルエンザと高病原性鳥インフルエンザについて

新型インフルエンザは、高病原性鳥インフルエンザウイルスが人や豚の体内で人型に変異し、人から人へと容易に感染し、人間社会で爆発的に感染が広がるのではないかと恐れられております。しかしながら、この新型インフルエンザも高病原性鳥インフルエンザも現在日本には発生しておりません。

指導にあられる教職員の方々は、子どもたちには衛生的な飼育管理法や、手洗いうがいの励行を指導するとともに、ご自身で動物の様子を観察していただき、元気がなくなるなどの異常を発見したときには、直ちに獣医師会か学校担当の動物病院に連絡して診察を受けていただくようお願いします。少しの注意を持って適正な飼育をしていれば、各学校での動物飼育も安心できるものと思います。

千葉県獣医師会は、子どもの豊かな心を育てるために動物とふれあう情操教育が大変に大事だと考え、学校で飼育されている動物の診療をはじめ、動物の健康管理や飼育のお手伝いを行っています。動物飼育は子どもたちに計り知れない影響を与えますが、それは子どもたちが動物に愛情を持って、守り、育むという役割を果たすことによってもたらされるものです。どうか飼育動物を不用意に子どもたちから遠ざけることは避けていただきたいと思います。

### 【高病原性鳥インフルエンザ対策】

現在、学校で飼育されている鳥等は、高病原性鳥インフルエンザに罹っている可能性はありません。よって、現在、それらの世話をすることにより、人に高病原性鳥インフルエンザがうつるとは考えられません。高病原性鳥インフルエンザの感染源は、渡り鳥等の野鳥と考えられており、学校の飼育動物が閉鎖された環境にあり、野鳥(糞等の排泄物を含む)と接触する機会がなければ、高病原性鳥インフルエンザに感染した野鳥が日本に来る確率、その野鳥が学校の鳥と接触する確率、そこから人に感染する確率等を加味すると、学校の飼育動物から人に高病原性鳥インフルエンザがうつる確率は相当低いものと考えられます。

高病原性鳥インフルエンザが発生したら大変なことになるのではなく、動物と接触する場合は手洗い・うがいをしっかりと行い、動物から人へ、あるいは人から動物へ病気がうつらないように普段から気をつけて生活し、人と動物が病気にならないために次のように対応してください。

### 【平常時の対応】

1. 鳥たちの健康状態の観察を徹底する。(普段かかりつけの学校担当の動物病院と相談する)
2. 野鳥が飼育舎に侵入するのを防ぐ。(金網の隙間、破損等のチェック)
3. 衛生管理の徹底  
1日1回は飼育舎内を必ず掃除して、糞が乾燥して舞い上がらないようにする。飼育舎床の汚れがひどく糞が舞い上がるような場合、掃除をするときには、マスク・ゴム手袋・ゴム長靴等を着用することが望ましい。
4. 飼育舎の掃除の後や鳥との接触前後には手洗い、うがいを徹底する。
5. 新しい動物を導入する場合は、必ず事前に獣医師会か学校担当の動物病院に病気の有無を診断してもらい、健康な動物を選ぶこと。

### 【日本で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたときは、以下の項目を追加する】

6. 飼育している鳥類は屋根のない庭には出さないなど、野鳥と接触させないようにする。
7. 飼育舎の出入りの時、オスバン、ベンザルコニウム液(逆性石鹼)や、ピューラックス(塩素系消毒薬、プールで使うもの)、キッチンハイターなどをバットに入れた消毒槽や薬剤を霧吹きに入れてスプレーするなどして、靴の裏を消毒する。(この時にはゴム長靴を利用すると良い)
8. プール等に鴨などの水鳥が飛来するような場合は、プール等に水鳥が入らないように工夫する。

9. 複数の、また連続して異常な鳥(元気がない、死んでいる鳥)を発見した場合は、それらの鳥には触れないこと。直ちに獣医師会か学校担当の動物病院に相談するか、家畜保健衛生所または健康福祉センター(保健所)に連絡する。

**【県内または近隣県(都)で発生が確認されたときは、以下の項目を追加する】**

10. 日常の飼育は教師と獣医師会か学校担当の動物病院が相談をして行う。
11. 県衛生部、獣医師会、教育委員会、医師会、その他関係者が、対策委員会を設置し、速やかに対応に当たることが望ましい。

地区連絡先一覧

健康福祉センター(保健所)	TEL _____	FAX _____
家畜保健衛生所	TEL _____	FAX _____
支部獣医師会	TEL _____	FAX _____

**【高病原性鳥インフルエンザの主な症状】**

潜伏期間 3～10日位

食欲、飲水欲の低下、羽毛逆立ちと沈鬱(元気がなくなる)

顔面や肉冠(とさか)もしくは脚部の浮腫、出血斑もしくはチアノーゼ(酸素不足で皮膚・粘膜が青黒くなる)産卵の停止

呼吸器症状、ゼーゼー・下痢、神経症状 突然死

等々、症状は多様であり、病気になったときの判断は難しいため、早い段階で獣医師会に相談する。飼育する鳥がばたばたと続けて具合が悪くなったり、死亡したりしない限り基本的には心配ない。

## < 消毒参考例 >

### < 参考 1 >

逆性石鹼は、オスバンやベンザルコニウム液など500mlの商品から業務用1Lのパコマやアストップなどがあります。手指の消毒には、100倍から200倍の濃度が推奨されています。また1000倍位で噴霧して使用しても効果があります。

### < 参考 2 >

ピュ・ラックスは、小学校のプールの消毒に使用されている為、殆どの小学校が所有しており、手軽な消毒薬です。製品の裏に、使用説明がありますので読んでください。

(注)ピュ・ラックス(次亜塩素酸ナトリウム6%)がない場合、薬局で購入してください。水2Lに対してキャップ1杯(付属のキャップの容量は約6ccあります)を取り混ぜたものを使用してください。

### < 参考 3 >

キッチンハイター(次亜塩素酸ナトリウム 濃度不明記述なし)を使用する場合。水5Lに対してキャップ2杯(付属キャップの容量は約25ccあります)を取り混ぜたものを使用してください。

上記薬品のいずれかで、器具の消毒、長靴の消毒をしてください。

### < 参考 4 >

床が土の場合、糞便などの消毒として消石灰を撒くと効果があります。

(飼育小屋が土の場合の消毒例)

消石灰についてのコメント:消石灰は生石灰と水が反応して高熱(300度)を発生し、強アルカリ(pH12)になり殺菌力を有するようになります。消石灰は空気中の二酸化炭素と反応して、無害な炭酸カルシウムになります。消石灰を床に撒いた場合、水と反応して数分後にやや発熱しますが、これはたいしたことはなく、一時間以上経てばニワトリやウサギをその場所に戻しても大丈夫です。生石灰では発熱が300度にも達し、近くに可燃物があると発

火する事もあるので、取扱いに十分気をつけて下さい。発熱反応は3 - 5分後から起こります。また市販の肥料として売られている粒状の消石灰は、98%消石灰に2%生石灰が含まれていて、強い発熱反応を起こします。牛舎にそれを使った例で、消毒後にその場所に入れていた乳牛が、乳房炎を起こした事例があるそうです。

学校などで保存されている消石灰で、成分表示が消えている場合には、少量の消石灰を水に入れて5分くらい待ち、発熱反応を確認してから使用したほうがいいでしょう。

詳細は、獣医師会及び家畜保健衛生所または健康福祉センター(保健所)でご相談ください。

社団法人 千葉県獣医師会

e - Mail: [info@cpvma.com](mailto:info@cpvma.com)

〒260 - 0001

千葉市中央区都町463 - 3

TEL:043 - 232 - 6980

FAX:043 - 232 - 6986

URL:<http://www.cpvma.com/>